

二輪車安全運転指導員資格審査実施要領

1 実施日時

- (1) 養成講習 令和8年11月15日(日) 8:30～14:40
- (2) 資格審査 令和8年11月22日(日) 8:30～14:40

2 実施場所及び集合場所

「養成講習」及び「資格審査」とも

- 実施場所 宮城県運転免許センター
- 集合場所 宮城県運転免許センター技能試験待合室

3 進行要領

(1) 養成講習

- ア 受付 8:30～ 8:50
- イ 開講式 9:00～ 9:10
- ウ 座学(道路交通法の基礎知識) 9:10～ 9:50
- エ 座学(二輪車安全運転指導に関する知識等) 10:00～10:40
- エ 実技(法規走行) 11:00～12:00
(昼食休憩 12:00～13:00)
- オ 実技(技能走行) 13:00～14:30
- カ 閉講式 14:30～14:40

(2) 資格審査

- ア 受付 8:30～ 9:10
- イ 開会 9:10～ 9:20
- ウ 運転適性検査 9:20～10:20
- エ 学科試験 10:30～11:30
(昼食休憩 11:30～13:00)
- オ 面接試験(教授法) 13:00～14:30
- カ 閉会 14:30～14:40

4 指導員の資格基準

- (1) 年齢20歳以上であること。
- (2) 現に普通以上の二輪免許を受けている者であること。
- (3) 二輪車の運転経験が3年以上であること。
- (4) 過去3年以内に、行政処分を受けたことのない者及び悪質な交通違反を犯した者でないこと。
- (5) 二輪車の安全運転に関する知識、技能及び指導力が指導員としてふさわしい者であること。
- (6) 都道府県二輪車安全運転推進委員会主催の指導員養成講習を修了し、審査に合格した者であること。

(7) 交通安全協会の会員であること。

5 審査の申込

(1) 申込み方法

各地区交通安全協会、宮城県二輪車普及安全協会、二輪車販売店を通じて、別添「二輪車安全運転指導員等資格審査申込書（写）」により、宮城県二輪車安全運転推進委員会宛てに郵送若しくはファックスで受審希望申請をするものとする。（原本は審査当日受付に提出する。）

(2) 使用車両

養成講習で使用する車両は持込みを原則とする。

ただし、やむを得ず貸出しを希望する受審者は、受審希望申請時に申込すること。

（有料：5,000円（税込み））

(3) 申込みに必要な書類等（受付時）

ア 「二輪車安全運転指導員等資格審査申込書（原本）」（別添）

イ 写真（3.0cm×2.4cm）3枚（うち1枚を申込書に貼付、写真の裏に氏名を書く）

ウ 自動車安全運転センター発行の「運転記録証明書」（3年間）

エ 自動車運転免許証の写し（マイナ免許証の場合は、顔写真のある表面のみの写しを提出する。）

オ 審査料 3,000円（税込み）（審査当日に支払い）

※ 合格者に関しては、別途、認定料、指導員証等の手数料として、3,000円が必要となる。

カ 申込み締切

10月16日（金）

6 審査事項

(1) 学科試験

道路交通法に関する基礎知識から正誤式筆記試験50問を出題し、30分間で解答を求める。（合格基準は、90%以上とする。）

(2) 適性検査

警察庁K型（K1又はK2）による適性検査を実施する。

実施時間は40分間となる。（合格基準は評価3以上とする。）

(3) 面接試験（教授法試験）

二輪車安全運転指導に関する知識等必要な事項を面接による問答式で実施する。

（合格基準はABCの三段階方式でB以上とする。）

(4) 実技講習

ア 法規走行

運転免許技能試験実施基準に準じて実施する。

イ 技能走行

一本橋・パイロン走行・コーナーリング走行・制動の4種目について、運転免許技能試験実施基準に準じて実施する。

(5) 道路交通法違反の前歴調査

自動車安全運転センター発行の「運転記録証明書」によって行う。

(合格基準は、過去３年以内に行政処分、悪質違反のない者)

7 その他

- (1) 本審査は、受審希望者が３名以上で開催するものとする。
- (2) 養成講習は、二輪車の運転に適した服装（長袖・長ズボン）、装備品（ヘルメット・プロテクター・雨衣等）で受講すること。
- (3) 養成講習及び審査当日の昼食については、各自で用意すること。
- (4) 本審査に関する問い合わせ先

〒980-0011

仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 宮城県自治会館3階

(一社)宮城県交通安全協会

電 話 022-223-1130

FAX 022-223-1169

担当者：交通安全対策課 秋山